

障害年金に関するお知らせ

平成29年12月1日から 「血液・造血器疾患による障害」の 認定基準を一部改正します

改正のポイント

1 認定のための検査項目を見直します。

分類区分の名称（主な疾患）	検査項目の主な見直し箇所
① 赤血球系・造血不全疾患 （再生不良性貧血、溶血性貧血 等）	「赤血球数」を削除し、 「網赤血球数」を追加します。
② 血栓・止血疾患 （血小板減少性紫斑病、凝固因子欠乏症 等）	「凝固因子活性」を追加します。
③ 白血球系・造血器腫瘍疾患 （白血病、悪性リンパ腫、多発性骨髄腫 等）	末梢血液中の「赤血球数」を 「ヘモグロビン濃度」に変更します。

2 造血幹細胞移植についての規定を加えます。

- 造血幹細胞移植を受けた方は、移植片対宿主病の有無や程度などを考慮して認定します。

ご不明な点は、日本年金機構の年金事務所へお問い合わせください。